

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目1番11号

氏名 日盛運輸株式会社
代表取締役 宇田川 幸一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成31年 3月23日

許可の有効年月日 令和 6年 3月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

破碎分離 : 廃油、廃プラスチック類、金属くず (以上3種類)

選別圧縮 : 汚泥、金属くず (以上2種類)

圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず (以上5種類)

破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス

くず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上7種類)

溶融

: 廃プラスチック類

(以上1種類)

(処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

(1) 東京都江戸川区東葛西三丁目17番26号

(2) 東京都江戸川区東葛西三丁目17番23号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

(4) 施設内において、産業廃棄物の解体作業をしてはならないこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 21年 3月 23日 新規許可

平成 31年 3月 23日 更新許可 第2回

令和 4年 3月 22日 変更届 2 (2) 施設における破碎機の入替え

令和 5年 4月 4日 変更届 2 (2) 施設における圧縮・梱包機1台の廃止及び保管容量の変更

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-20-001539号

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都江戸川区東葛西三丁目17番26号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破碎分離 (注1)	廃油	-----	0.55(t/日)	平成21年12月1日	-----	-----
	廃プラスチック類	-----				
	金属くず	-----				
破碎分離 (注2)	廃油	-----	0.51(t/日)	平成21年12月1日	-----	-----
	廃プラスチック類	-----				
	金属くず	-----				

(注1) 廃スプレー缶類、廃ライターに限る。

(注2) 廃スプレー缶類に限る。

(2) 施設所在地：東京都江戸川区東葛西三丁目17番23号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
選別圧縮	金属くず	3.84(t/日)	3.84(t/日)	平成26年11月11日	-----	-----
	汚泥、金属くず(注3)	-----				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	2.96(t/日)	3.07(t/日)	平成26年11月11日	-----	-----
	紙くず	-----				
	木くず	-----				
	繊維くず	-----				
	ゴムくず	-----				
破 碎	廃プラスチック類(注4)	3.79(t/日)	3.01(t/日)	平成25年1月22日	-----	-----
	紙くず	1.98(t/日)				
	木くず(注4)	-----				
	繊維くず	-----				
	ゴムくず	-----				
	金属くず(注4)	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(注4)	3.61(t/日)				
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(注5)	-----	21,600(本/日)	令和4年3月14日	-----	-----
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(注5)	-----	1,440(本/日)	平成30年12月1日	-----	-----
破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(注6)	8.00(t/日)	-----	平成28年11月16日	-----	-----
破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(注6)	8.00(t/日)	-----	平成28年11月16日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類(注7)	0.23(t/日)	-----	平成25年1月22日	-----	-----

(注3) いずれも廃乾電池に限り、圧縮処理は行わない。

(注4) 1辺が50cmを超えるものを除く。

(注5) 廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ（いずれも水銀使用製品産業廃棄物）に限る。

(注6) 空き瓶に限る。

(注7) 発泡スチロールに限る。

(以下余白)